

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第55号
事故等種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年7月26日 12時45分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港 八戸港河原木西防波堤灯台から真方位255° 2,300m付近 (概位 北緯40° 31.9′ 東経141° 29.7′)
事故等調査の経過	平成26年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第八武藏丸 ^{むさし} 、19トン 295-34996 青森、栄喜建設株式会社（運航者） B 台船（船名不詳）、約398トン なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 甲板員A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A 軽傷 1人（甲板員A） B なし
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、八戸港沼館公共2号岸壁 ^{ぬまたて} において、船長Aが操船に当たり、えい航していたB船の着岸作業を行っていた。 甲板員Aは、B船が接岸し、えい航索が緩んだので、B船側の作業員がえい航索を外したものと思い、A船の船尾部に立ち入り、えい航索の巻取り作業を行おうとした。 船長Aは、B船の着岸位置の調整を行っていたところ、甲板員AがA船の船尾部に立ち上がったことを認め、えい航索を緊張させないように操船を行おうとしたものの、平成26年7月26日12時45分ごろ、甲板員Aが、緊張したえい航索に身体を押されて転倒し、左尺骨骨幹部骨折等を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	えい航索は、直径約40mm、長さ約5mのロープ2本及び直径約50mm、長さ約25mのロープ2本をX字型につないだ合成繊維製であり、長さ約5mのロープ2本をまとめてA船の船尾1か所に、長さ約25mのロープをB船の両舷船首にそれぞれ取っていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>A船は、八戸港において、えい航していたB船の着岸作業中、甲板員Aが、B船側のえい航索が外されたものと思い、A船の船尾部に立ち入ってえい航索の巻取り作業を行おうとしたことから、緊張したえい航索に身体を押されて転倒し、負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、八戸港において、えい航していたB船の着岸作業中、甲板員Aが、B船側のえい航索が外されたものと思い、A船の船尾部に立ち入ってえい航索の巻取り作業を行おうとしたため、緊張したえい航索に身体を押されて転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>A船の運航会社は、本事故後、次の再発防止策を策定して作業手順書を改定し、乗組員等に対して指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ えい航索が台船から外されたことを必ず確認した上で次の作業を行うことを徹底する。 ・ 引船の乗組員と台船上の作業員との間でえい航索が外されたことを互いに合図によって確認する。 ・ 全員で声を掛け合って作業を進める。 ・ 日々の朝礼において、安全確認と声掛けが徹底されるように指差し呼称を行う。 ・ 作業手順書をいつでも確認できるように船内に常備し、安全意識の向上を図る。